

福利厚生～健康管理

健康は大学生活の出発点

学生は、とかく自分の健康を過信しがちです。充実した大学生活を送るには、まず心身ともに健康であることが出発点になります。
医務室では、学生の健康相談と応急手当を行っています。

定期健康診断

- ◆ 検査項目 ・胸部レントゲン ・尿検査 ・血圧 ・視力 ・身長 ・体重 ・診察
①健診の日時・場所の通知は、入学式後のガイダンス時に行うとともに、学生ポータルサイトに掲示します。
②健診を受けなかった場合は、「健康診断証明書」が発行されません。
※学校保健安全法施行規則で健康診断は毎学年6月30日までに行うことと明記されていますので、必ず期日までに医療機関で受けて下さい。
③健康診断受診者の中には再検査が必要とされる場合があります。該当する学生は、必ず医務室に申し出て下さい。



健康相談

自分の身体・心の健康について何か不安があれば、遠慮なく来室して下さい。
あなたの健康管理は体重管理から始めましょう。

◆学校医の健康相談◆ 日時：毎週木曜日 10：00～12：00

校医：医師 後藤田 明恵（後藤田医院）

場所：医務室（大学本部2F）

※上記以外も医務室職員（看護師）が相談にのります。

応急処置

突然的に障害（病気・ケガ）を起こした場合は、すみやかに医務室に来室してください。また、授業中のケガ等は、『学生教育研究災害傷害補償』の対象になる場合がありますので、必ず傷害内容をお話し下さい。

遠隔地被保険者証

- ①この保険証は、親元から離れて住んでいる学生が病気などで医療機関にかかるときに利用できるものです。いざというときのため、必ず取り寄せておいてください。
②この保険証は、父母の勤務先または市町村役場に所定の申請書と、本学発行の「在学証明書」を提出すると交付されます。

学生相談室について

これから始まる学生生活の中では、さまざまな問題や悩みに直面することがあると思います。例えば、●学校が面白くない ●友達のことで夜ねむれない ●自分の生きかたや将来について不安 ●勉強が思うようにいかない ●クラブをやめたい……etc

修学上の諸問題をはじめ、対人関係、課外活動、心理的な悩み、経済的なこと、職業の選択などで自分の適性を知りたい、健康上の問題、等々について、あなたと共に考え、あなた自身がよりよい問題解決のきっかけを見いだせるよう手助けをするところが学生相談室です。

学生相談室のカウンセリング 毎週火・木・金 12:00～14:00（予約制）

・医務室 TEL 0152-48-3817 E-mail medical@bioindustry.nodai.ac.jp

※個人のプライバシー保護と情報は適正に取り扱います。

提携会社による電話相談もできます。

・**こことからだの健康相談** : TEL 0120-616055（電話量は利用者負担）

*24時間開設・年中無休 プライバシーは厳守します。

感染症

特に予防すべき感染症について

2007年春頃、関東地方の大学を中心に麻疹（はしか）が流行し本学（世田谷キャンパス）学生にも麻疹患者が出て休校措置が取られ、そのための補講や課外活動、他施設での実習等に多大な影響が生じました。

このように大学での伝染病の流行を防ぐために、大学が病気になった学生を出席停止にしたり、臨時休講にすることがあります。これは学校保健法での決まりがあり、いくつかの病気が下表のように指定されています。

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	まれだが重大な病気	
	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS [サーズ]）	治癒するまで
第2種	空気感染なので放置すれば学校で広がってしまう病気	
	・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス） ・風疹（三日ばしか） ・水痘（水ぼうそう） ・咽頭結膜炎（プール熱） ・結核	発症した後5日が経過し、かつ、解熱した後2日間経過するまで 特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺・下顎腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで消失するまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 医師において伝染の恐れがないと認められるまで
第3種	空気感染ではないが放置すれば学校で広がってしまう可能性がある病気	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ病）、他の伝染病（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルス）	医師が感染の恐れがないと認めるまで

大学は集団生活の場であり伝染病が流行しやすい環境です。感染症と診断されたら速やかに大学に連絡し、医師の許可がおりるまで登校しないようにしてください（出席停止です。）

福利厚生～健康管理

インフルエンザと診断されたら

インフルエンザと診断されたら出席停止です。

医務室と学科・学年担任か研究室、又は担当ゼミに連絡ください。医務室で現在の症状を聞き取り、今後の手続方法について説明いたします。

授業出席前に医務室に来室してください。その際、「学生証明書」「印鑑」「インフルエンザと証明できる本人の名前のある薬の服薬説明書・抗インフル薬記載のある領収書・検査結果票のうちどれか一つ」と「健康チェックリスト（体温表）」を持参してください。

該当期間における授業（試験）の欠席については、試験等の受験資格認定の際に配慮します。

[医務室の連絡方法]

医務室：電話 0152-48-3817 **不在時は学生サービス課**：電話 0152-48-3813
メール medical@bioindustry.nodai.ac.jp

予防接種について

本学では今後の感染予防対策の為、4月の健康診断時に学校で流行しやすい以下の感染症について既往歴、予防接種歴の調査をします。また、農業実習に伴い、破傷風の予防接種についても調査します。母子手帳等を元に家族の方にご確認してください。

疾 病 名	かかったことの有無	予 防 接 種 歴
麻疹（はしか）	有 or 無	中学1年又は高校3年生で接種 有 or 無
風疹（三日はしか）	有 or 無	
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	有 or 無	有 or 無
水痘（水痘瘡）	有 or 無	有 or 無
破傷風		5年以内の接種 有 or 無

特に麻疹に関しては、次に該当する人はワクチン接種をお勧めします。

- 過去に麻疹にかかったことがなく、一度もワクチン接種をしていない
- ワクチン接種の記憶が曖昧
- 幼児期に1回だけワクチン接種を受けたが、中学1年（1995年4月～1996年3月の生まれの人）又は高校3年の時、受けていない（ワクチンの効果が消えていることが多いと言われている）

※ 教育実習や介護体験実習等を行う際には感染予防のための「麻疹抗体検査結果の証明書」を提出を求められる事がありますので、検査を受け、証明書をお持ち下さい。

風疹・水痘・流行性耳下腺炎、そして破傷風に関しても免疫のない人は医療機関と相談してワクチン接種を済ませておくことをお勧めします。

学校感染症のアンケート提出後に感染症にかかったり、ワクチン接種をしたり、抗体検査をした場合は結果の報告をお願いします。また医療機関の紹介等も医務室で行っています。

ハラスメント防止

ハラスメント防止について

本学ではセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメント防止に取り組んでいます。オホーツクキャンパスでも相談員を配置していますので被害を受けたなら遠慮なく申し出てください。

ハラスメントは次のように分けることができます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

学生または教職員が意図すると否にかかわらず、性差別的または性的な言動によって、学生を不快にさせる行為。学生または教職員が利益もしくは不利益を与えることを利用して、または利益を与えることを代償として、相手に性的な誘いまたは要求をする行為。相手の意に反して行われる「性的嫌がらせ」の言動をいいます。

具体的には、

- 1. 個人的な性体験を聞く
 - 2. 女性にカラオケのデュエットを強要する
 - 3. 女性の胸、お尻、腰などを触れる
 - 4. 異性のいるところで卑猥な話をする
 - 5. 立場を利用して無理矢理食事にさそう
 - 6. ストーカー行為をする
- 等が、あげられます。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しくしたりまた指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害する言動または行為。

(3) パワー・ハラスメント

職場において、教職員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しくしたりまた指導を放棄することにより、相手方の就労意欲や就労環境を害する言動または行為。

●加害者にならないためには

個人によって感じ方が異なるため、判断が難しい場合もありますが、自分の恋人、家族（親・兄弟・姉妹）が対象になった場合、不快に感じられるような言動はしないことが大切です。

●被害をうけたら

一人で悩まず、すぐ学内相談員に相談して下さい。個人のプライバシーは守ります。被害にあった状況は、できるだけ詳しく記録しておくと客観的に判断できたり、事態解決に役立ちます。

ただし、故意に虚偽の言動をとったことが判明した場合には、学則に基づき処分の対象となります。

●それぞれのキャンパスごとに複数の相談員を置いています。相談員の氏名、学内連絡先は学生サービス課で確認して下さい。